

第13回教育委員会会議

1 日時 平成30年6月5日 火曜日 午後3時30分～午後5時15分

2 場所 大阪市役所屋上会議室

3 出席者

山本 晋次 教育長

林 園美 教育長職務代理人

森末 尚孝 委員

巽 樹理 委員

平井 正朗 委員

内藤 和彦 教育次長

林田 潔 都島区長兼区担当教育次長

大継 章嘉 教育監

金谷 一郎 顧問

多田 勝哉 総務部長

水口 裕輝 指導部長

川阪 明 学事担当部長

忍 康彦 学事課長

飯田 明子 学校力支援担当部長

渡瀬 剛行 首席指導主事

大西 忠典 首席指導主事

堀川 隆史 企画担当課長

熊谷 優一 大阪YMCA

山野 敏和 総務課長

川本 祥生 教育政策課長

橋本 洋祐 教育政策課長代理

ほか指導主事、担当係長、担当係員

4 次第

- (1) 教育長より開会を宣告
- (2) 教育長より会議録署名者に森末委員を指名
- (3) 案件

議案第61号 平成31年度水都国際中学校及び咲くやこの花中学校選抜方針について

協議題第1号 大阪市部活動指針について

協議題第2号 水都国際高校の入学選抜について

なお、協議題第2号については会議規則第6条第1項第5号に該当することにより、採決の結果、委員全員異議なく非公開として審議することを決定した。

(4) 議事要旨

議案第61号「平成31年度水都国際中学校及び咲くやこの花中学校入学選抜方針について」を上程。

川阪学事担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

水都国際中学校は、本市で2校目の中高一貫校として、また、全国初の公設民営の中学校として平成31年4月に住之江区で開校する予定である。

学校の目的は「国際社会でリーダーシップを発揮し、活躍するための英語による優れたコミュニケーション能力の習得と自国の伝統や文化に根差した国際理解教育に重点を置いて活動を通じ、地球的視野に立って行動するための態度、能力を育成し、大阪の産業の国際競争力の強化及び大阪における国際的な経済活動の拠点の形成に寄与する人材を育てる」ことであり、これらの目的を踏まえた入学選抜方針案とする。

応募資格は、大阪市に居住する児童のほか、日本人学校などの海外の教育施設に通学しており、入学日までに大阪市内に居住する予定の児童についても応募可能とし、海外での生活経験のある児童に門戸を開くこととする。適性検査は、表現力、思考力を見る適性検査Ⅰ、物事を多面的に深く思考し、論理的に表現する力を見ることを主眼とする適性検査Ⅱ、面接は英語の学習に対する意欲や興味、関心などについてグループで実施する。適性検査Ⅰは咲くやこの花中学校と同じとする。

咲くやこの花中学校の選抜方針は、日程は水都国際中学校と同じであり、その他の項目は昨年度と同様である。

質疑の概要は次のとおりである。

【森末委員】 応募資格についてですが、説明では「大阪市に居住する児童のほか、日本人学校などの海外の教育施設に通学しており、入学日までに大阪市内に居住する予定の児童についても応募可能」としていながら、案の1の選抜方針の項目2のところと表現が全く違うのですが、これはどう理解したらいいのですか。

【忍課長】 応募資格は広く認めることとして、海外の教育施設、日本人学校などを修了する見込みの者に与えることを考えています。海外の教育施設、日本人学校等とは、日本の6年間の義務教育相当の課程を実践している教育施設と考えていますが、現時点でこれ以外にどういう国内外の教育機関が該当するか掌握し切れていないため、案のような記載としています。列挙していない教育機関についても、日本の6年間の義務教育相当の教育修了見込みと考えている方について、審査の上で特に認めることにしたいと考えています。例示すべき学校にどのようなものがあるかわからない状況の中で、例示するのを現状は控えています。なお、例示すべき学校については、本年度の状況を踏まえて来年度検討いたします。

【森末委員】 案の1の選抜方針が公式に発表する方針ですので、説明と内容が同じであれば、端的に書けばいい話です。応募資格はどんな人に来てほしいかという一番大事な項目なので、端的に書くべきです。

【林委員】 ここには国籍のことは記載されていませんが、日本人の方だけが応募してくるとは限らないと思います。案の1の選抜方針が公の文書として出るのであれば、応募する方にとってもう少し具体的にわかる文言にしなければ、自分に応募資格があるのかどうか、問い合わせをしないとわからないと思います。

【忍課長】 国籍については問わないということで考えていますが、そもそも選抜方針として考慮する中に含めるべきものという認識がなくて、記載がないというのが実態です。ご指摘を踏まえて考えなければならないと思います。

【内藤次長】 修正して、次回に再度上程したいと思います。

【平井委員】 今、ASEANを中心として、いろいろな日本人学校があって多くの方が通っています。その人たちは日本に帰ってくる可能性が極めて高く、帰国後、学校を選ぶときに、進学校入学を希望するに場合が多いので、一家転住もあり得ます。もともと住んでいた場所に自分の行きたい学校がないので、一家転住をして行きたい学校に入学すると

いう手法です。そういう意味で、越境入試は不可ですから、受験資格のところでの、この大阪市在住という記載は大事です。

【山本教育長】 いくつかもう少し議論を要する点が出ていますので、もう一度事務局のほうで整理をして、また議題として上げていただきたいと思います。

委員全員意義なく、継続審議とすることに決した。

協議題第1号「大阪市部活動指針について」を上程。

飯田学校力支援担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

本指針は、平成24年12月に発生した桜宮高等学校の事案を受け、平成25年9月にプレイヤーズファーストの精神に基づき健全で充実した部活動に取り組むために策定したものである。部活動は学校教育の一環として行われており、多様な学びの場として教育的意義は大きいものとされている。また、今年1月に策定された国のガイドラインは、部活動運営の適正化と部活動のあり方に関して抜本的な改革に取り組むという観点から策定されている。

本市の部活動指針改定に当たっては、国のガイドラインに基づき、生徒がバランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることとともに、教員の長時間勤務解消に向けて、これまでの総合教育会議等での議論も踏まえ改定することとする。

本日は開かれた部活動の推進とプレイヤーズファーストの部活動の2項目に関する部分を中心にご協議いただきたい。

1つ目のポイントは、開かれた学校・部活動の推進にかかわる部分である。校長は毎年度、学校の部活動に係る活動方針を策定する。顧問や指導者は、年間や月間の活動計画や活動実績を作成して校長に提出する。校長は学校の部活動に係る活動方針を、各学校のホームページへの掲載により公表するとともに、その運用の徹底を図る。生徒のスポーツ並びに文化活動の環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域の関係団体との連携、保護者の理解と協力、学校と地域がともに子どもを育てるといった視点に立った取り組みを進める。新たに「指導、運営に係る体制の構築」を項目として追加し、校長は学校の状態を踏まえ、生徒の安全確保や教員の長時間勤務の解消等の観点から、適正な数の部活動の設置に取り組むこととし、これを踏まえた上で生徒のニーズに応じた活動ができる部活動の設置にも取り組む。顧問の決定に当たっては、他の校務分掌とのバランスが適切になるように留意し、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

2つ目のポイントは、プレイヤーズファーストの部活動についてである。顧問の役割を

「勝利至上主義より生徒第一主義」として、より断定する言い方とし、コミュニケーションを十分に図るという部分を新たに追加した。また、部活動と学業の両立について、部活動と学業だけに限定せず、広く学校生活全体にわたって心身のバランスがとれることが大切であることから、表現を変更し、保護者の役割の部分では、学校にとっても保護者の理解は欠くことができないことから、「学校にとっても一番のサポーターです」と明確になるように位置づけをした。適切な休養日等の設定については、成長期にある生徒が活動時間、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることが大切であることから、学期中は週当たり2日以上の休養日を設け、平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とし、週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振りかえる。また、当初の計画において休養日と設定していた日にやむを得ず活動する場合は、校長の承認を得た上で、生徒及び保護者からの理解を得て実施し、別の日にかわりの休養日を設ける。長期休業中の休養日の設定は学期中に準じた扱いとする。また、生徒が十分な休養をとることができるとともに、運動部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間、オフシーズンを設けることとする。1日の活動時間については、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日は3時間程度とし、できるだけ短時間に合理的でかつ効率的、効果的な活動を行うこととする。なお、活動時間には準備、片づけや移動の時間は含まないが、安全に留意し、短時間で行えるように工夫することとする。高等学校は、上記の基準を原則として適用し、高等学校段階では各学校において中学校教育の基礎の上に多様な教育が行われている点とともに、スポーツ庁がガイドラインで示している、休養日を少なくとも1週間に1、2日設けること、さらに、週当たりの活動時間における上限は16時間未満とすることが望ましいと示されていることに留意し、学校の実情や生徒の発育、発達段階に応じて運用に当たることとする。

質疑の概要は次のとおりである。

【異委員】 3月にスポーツ庁が、部活動が現代社会にそぐわない部分が出てきたということで方針を出し、大阪市も今回指針を改定するということですが、その前に大阪府の方針というのは出されていますか。

【渡瀬首席】 府でも現在検討中であり、大阪市とほぼ同時期に方針を出す予定と聞いています。

【異委員】 順番的には国があって、府があって、市が来るものと思いますので、最終的

に指針を確定する前に、府の方針を拝見させてもらって、その後に確定することによろしいのですか。

【渡瀬首席】 今のところ府が先ということは確認していないので、この後確認します。

【異委員】 スポーツ庁は、できるだけ開かれた学校運営ということで、学校のホームページへの掲載などを記載しています。大阪市としてもホームページなどで部活動の活動計画や練習内容を公開するということですが、成果は学校の広報の1つとしてホームページに積極的にアップすればよいと思いますが、練習内容までアップするとなると、少し教員の負担が大きくなるという気がします。

【渡瀬首席】 本市では、自校の部活動に係る活動方針については、必ずホームページで公表することとしています。その他練習内容や計画については、例えば保護者に練習計画を配布するといった形もありますので、必ずしもホームページに掲載することとはしていません。

【異委員】 あまり細かいところまで規制すると、教員の負担軽減の趣旨もありますので、この辺はもう一度表現も含めて検討をされたらいいと思います。

【渡瀬首席】 もう少しわかりやすくなるよう検討します。

【異委員】 現場の先生に対しての研修について、特に若手の先生が少し混乱する部分、この方針でやりにくい部分もあると思います。教頭先生、校長先生は部活動も含めた成功者でありますし、その辺の研修を設けてほしいという現場の先生の声もありましたので、それを具体的に進めていただきたいと思います。

【渡瀬首席】 新任の教員に対しての、部活動の指導についてのテーマの研修はありませんでしたので、今回、ご意見を反映しまして、そういう場を設けていきたいと考えています。

【異委員】 ありがとうございます。それはぜひ実行してほしいと思います。

あと1点、参考までに平井先生に教えていただきたいのですが、今回、国のガイドラインが策定されましたが、私学は今後どういうふうに動かれるのか、教えていただけますか。

【平井委員】 私学によると思います。ただ、教師の長時間労働は完全に是正しなくてはいけません。変形時間労働制やフレックスタイムなどは各学校の常任理事会を経て決めていくことです。私学の場合は法人なので、統一的なことはなかなか言いにくいですが、働き方改革がありますので、国の方針には準拠しなければならないと思います。

【異委員】 私学の場合は、競技に力を入れて、それを学校の広報にされていることもあ

るのではないのでしょうか。

【平井委員】 基本は、もうこの時代の中でそういうやり方はしないと思います。体育学校ではなく全日制普通科ですから、学校は学力の向上と人間力の向上をやるわけです。クラブ活動というのはあくまでも教育活動の一環にすぎませんから、そういったやり方は今後減っていくと思います。極端に言うと、やりたい人は地域のクラブ等に行ってもらったという見方をしています。特に大学附属とか法人が大きいところは、そのようなことにはきちんと対応しています。

【異委員】 ありがとうございます。

【平井委員】 「適切な休養日を設定」というところで、「やむを得ず活動する場合は、校長の承認を得た上で」とありますが、校長の承認のガイドラインをある程度引いておいて欲しいと思います。例えば、クラブを本当に一生懸命頑張っている先生がいて、やむを得ない理由で活動しなすと校長に言ったとして、校長によって「そうか、頑張っているしいいかな。」となってしまうとまずいと思います。校長の承認は非常に大きいので、何らかのガイドラインを作っておいて、それを見て現場にやってもらわないと難しいと思います。

また、クラブに本当に生きがいを感じて、教員生活の糧を見出している先生がいますが、それはそれで私は評価しますが、そういう人たちに十分理解できるように説明をしなければなりません。スポーツ庁がこうだから、といった杓子定規な説明ではモチベーションを下げるだけです。10人いれば10人が違うので難しいとは思いますが、説明の仕方も大事だと思いますので、研修を1回きりで終わるのではなく、十分に現場に落とし込めるまでやってもらいたいと思います。

【渡瀬首席】 承認のガイドラインの策定まではまだ至っていませんが、口頭で簡単に承認を得るのではなく、書面を提出して承認を得ることを考えています。一方で、校長が丸を出したらいいのではなくて、生徒・保護者からの理解を得ることと、必ず別の日に休養日を設けるという条件で、校長に承認を求めるということをここに追記しています。それらも踏まえて、またご指摘のガイドライン的なものを考えていきたいと思います。

現場への周知について、ご指摘のとおり難しいところもありますが、試行期間を長く設けていますので、その間に各学校の課題を整理する中で教育委員会も学校現場を支援して、教員の理解も含めて本格実施を進めていきたいと思っています。

【平井委員】 承認の段取りの問題で、顧問が直接校長室へ行くのではなくて、顧問から教頭に書類を上げて、教頭が確認した上で校長へ上申するという流れをつくっていくこと

が大事だと思います。

【森末委員】 スポーツ庁のガイドラインが今年の3月に出たなかで、大阪市がこの指針をあえてつくる意味合い、存在意義についてはどうご説明されるのでしょうか。

【渡瀬首席】 国のガイドラインを踏まえたものを各都道府県、各市町村で策定するという大前提がありますので、そのルールにのっとって本市でも改定しています。本市の場合は平成25年に部活動指針を策定していますので、それに折り込んでいくという形をとっています。

【森末委員】 国のガイドラインが直接適用されるのではなく、あくまでも都道府県や市町村の教育委員会がつくったガイドラインが適用される指針である、大阪市の学校の部活動については、この大阪市部活動指針が直接の指針になる、国のガイドラインは、自治体が指針をつくるに当たっての大枠を決めている、という理解ですか。

【飯田部長】 「校長は学校の設置者の活動の方針にのっとり」とありますので、そのとおりです。

【林委員】 私は最初の部活動指針の素案の段階から議論に参加して見てきましたが、このリーフレットが、今回指針がどのように変わったかを端的に表していると思います。特に基本的な考え方にある「強制されるものではない」、「部活動と学業の両立」、「勝利至上主義ではなく」、「生徒にとってバランスのとれた部活動」というところを強く訴える点が、今回大きく変わっているポイントだと思います。また、「生徒のニーズに応じて、健康的な活力のある生活を送るために生徒の可能性を引き出せるような部活動にする。」とありますが、こういった点は、以前の指針では文言的に入っていたかもしれませんが、強調するポイントではなかったように思います。このあたりを今度の指針にも、もう少し反映していただきたいと思います。例えば、指針の「部活動の意義」のところには、バランスのとれた生活や、勝利至上主義で長時間部活をやらないような表現は入れてほしいと思います。また、「保護者の皆さんへ」ということで、このリーフレットに6項目を挙げていますが、指針のほうにはあまり書かれていませんので、もう少しこの部分を充実させてほしいと思います。文言についても、例えば「保護者は生徒の毎日の生活に関心を持ち、規則正しい生活習慣、学習習慣を身につけさせることが大切です。」と書いてありますが、保護者に対しては協力をお願いだと思いますので、そういうことをサポートしてほしいというニュアンスの表現に変えたほうが良いと思いました。保護者からの協力のポイントとしては、情報を共有するとか、部活動に関心を持って保護者としてもサポートしていくことなどがあ

ると思いますが、その部分の記載がもう少し詳しくてもいいのではないかと思います。

また、外部指導員を入れていくことに関して教育委員会がサポートをしっかりとしていくという記述が薄いと感じています。外部指導員が入っていくことによって、さらに校長のマネジメントが大事であるということと、情報の共有が大事であるという議論になっていたと思いますので、そのところをしっかりと書いたほうが良いと思います。

【山本教育長】 細かい点になりますが、一番大きなポイントになる「適切な休養日の設定」において、週末の大会や発表会の参加等で活動した場合など、一定の振り替えの目安を書いているわけですが、そこにプラスして、校長の承認を得た上で理解を得て振り替えを実施するという形になっていますが、事務局としてこの週末の大会や発表会のケースにはほぼ集約されると考えているのであれば、大会や発表会以外に、やむを得ずに活動する場合を認めるほうが良いというのであれば、具体的にそこを説明してもらう必要があると思います。

それから、「生徒及び保護者からの理解を得て実施する」というのが具体的に何なのかということ。趣旨はよくわかりますが、本当にそれは現実的に可能なのかどうかということ。その部分も含めて校長先生が判断すべきだと思います。大人数のクラブで、全部の生徒・保護者の理解を得るのは難しいと思いますので、校長先生が生徒や保護者の実情を判断することも含めて承認するのがよいと思います。

それから、長期休業中に一定の休養期間を設けることについて、「少なくとも何日以上」といったものがあってもよいと思います。もう少し具体性があってもいいのではと思います。

【渡瀬首席】 もう少し具体的な目安などを盛り込んだほうが、確かに現場はわかりやすいと思いますので、またご意見を踏まえまして、検討してまいりたいと思います。

協議題第2号「水都国際高等学校の入学選抜について」を上程。

多田総務部長からの説明要旨は次のとおりである。

水都国際高等学校の入学選抜の学力検査と調査書の比率について、本日は大阪YMCAのスタッフも交えて協議する。最初にYMCAから比率について7対3とする考え方を説明する。

【YMCA熊谷氏】 私たちが7対3の割合を推した理由の1つとしては、国際バカロレアの評価基準が、ペーパーテストが7割から8割で、学校内で行われる評価が科目によっ

て2割から3割となっており、中学校のときの成績評価がこれと同様の割合で評価されるということが、子どもたちにとっても親にとっても我々にとっても一番大事な形だからです。

例えば、IB国語の科目ですと、内部評価が30%、試験が70%です。その30%は学校内で教員が行うことになっています。ペーパーテストは120分のテストが2回行われますが、そのテストをもってしても7割にとどまっていることもあり、ペーパーテストオンリーではなくて、日々の活動などもきちんと評価されて、最終的に国際バカロレアディプロマが付与されています。したがって、我々は2割から3割は調査書もきちんと評価をして、やる気を持ってモチベーションを高めた子どもたちに入ってきてほしいと考えています。

質疑の概要は次のとおりである。

【平井委員】 結論から言うと、私は7対3が基本だと思います。公設民営でバカロレアをやる、英語教育に特化する、ということなので、私学的な要素をかなり持っていると思います。中学校から受験する場合、どうしても中学校との連携が必要になってきますが、すでに入試広報は始まっています。だから、この時期にもしもそういった変更があった場合、間違いなく中学校の現場は混乱します。だから、その意味で7対3という数字はよくわかる数字で、納得できるものだと思います。

一般の公立高校とはまた違った意味のある学校なので、もっと独自性を持っているのではないかと、比率を8対2や9対1にしてもいいのではないかとこの意見はよくわかります。しかし、国の次期学習指導要領では、学習履歴が問われています。予測不能の時代だからこそ、3年間の学びの中で学習履歴を見て、学力の面だけではなくて人間の面のさまざまな観点から評価をして、高等学校に出ていくということが大切です。進路指導する中学3年の段階はまだ義務教育であり、義務教育の指導はある程度平等であってそれは崩せません。その中で言うと、7対3というのは現場を混乱させない比率だと思います。

独自性を出すのであれば、これから3カ年もしくは6カ年で、どういうコンセプトを持って指導し、どういう子をつくっていくのかが見えれば、問題ないと思います。進路指導というのは中学校と高等学校の信頼関係が極めて重要なので、その辺りも十分に勘案されて検討されたほうがよいと思います。

【林委員】 私と平井先生は立ち位置が違いますので、意見が違うのは当たり前のことだと私自身は受けとめています。私の立ち位置は、子ども、生徒、保護者であり、その立ち位

置からこの受験制度をずっと見てきましたし、そういう立場で教育委員になって、以前の大阪府の公立高校の入試制度は公平ではない制度で、不利益をこうむっている子どもが少なからずいたため、そこを5年かけて変えてきた経緯があります。そこに私自身も関わって、意見も出させていただいて、ある程度一定の物差しができて、公平な入試制度ができていると今は思っています。

平井先生がずっと述べられた理由というのは全くそのとおりだと思いますし、中学校の進路指導の先生方の立場からすれば、全くそうなのだろうと理解をします。

それとはまた違う立場で、大阪市は大阪市として公立高校を持っているわけで、今回も公設民営という形で1つの高校ができます。大阪市は、学力検査と調査書の比率を自由に決められる権利があるとして、以前に9対1まで変えることができると検討して決めました。私は、この水都国際高校を念頭に置いて、その時に賛成した経緯があります。やはりこの学校は特別な学校であると認識しています。

こつこつと力をつけていって、子どもを育てていこうという考え方に対して、反対はしていませんが、そういう評価の仕方の中では、非常に少ないかもしれませんが、外れてしまう生徒もいると思います。その生徒は能力がないのかと言えば、そういうことではないと思っています。しかし、そういう子どもたちは調査書ではいい評定がもらえないので、私学を選択せざるを得ないという現状もあります。受験の選抜の仕方というのは、その学校がどういう生徒が欲しいかということを表すものだと思いますので、この学校は普通の学校とは違う生徒が欲しいのだよというメッセージを発信することになると考えています。

今回の入試制度で、前期試験に設定をしたというのは、そういう生徒にチャレンジしてもらおうためのいい仕掛けだと思っています。英語の実技試験に100点としていて、欲しい生徒に来てもらえる入試制度になっていると思います。なので、どうしても8対2にしてほしいとか、9対1にしてほしいとか、強くこだわることはありませんが、しかし、調査書の評定は9教科全部です。音楽、美術、体育などは本人の努力で評定5がもらえる教科ではないところがあります。だから、オールマイティーでない生徒は、府立高校の文理学科を受けるのは非常に難しいという現状があります。水都国際高校が、例えば比率を8対2や9対1にしたときに、そういう生徒も受験する可能性があるのでは、そういう選択もあるのではないかと、思いお話ししました。

中学校の進路指導で混乱をするという懸念に関しては、後期試験で再チャレンジする可能性も生徒にはありますので、いろいろなことを考えると、私の立場としてはやはり8対

2や9対1の比率もありではないかと思っています。

【平井委員】 今の大学入試、国公立、私立を問わず、そのような傾向があります。全ての教科にずば抜けた生徒ではなくても、1科目でも本当にずば抜けた生徒をとりたいたいという制度です。そういう生徒たちもいるので、なるほどと思って聞いていましたが、ただ、今それをやることは危険だと思います。まずやってみて、次年度もう一度、慎重に審議すべきです。YMCAが7対3の割合が良いということであれば、市教委とよく相談して、最終的な判断をされればよいと思います。独自性を出されるということには大いに期待しますので、そこはまた十分に検討してほしいと思います。

【YMCA熊谷氏】 7対3の割合については、私たちも吟味をしました。最終的に判断を下した根拠がIBの評価のシステムが非常に類似しているということです。例えば、IBでは6つの科目を勉強しますが、芸術分野に関しては100%内部評価です。教員が評価しますが、教員もIBから評価されます。教員側もいかに評価をするのかということに関しては、日々トレーニング、勉強です。教員の側も評価され、その評価された教員が出したものはこういう形ですという信頼性をより高めていく説明を、今後どんどんしていかなければならないと思います。一方で、さまざまな支援を求めている子どもたちがいます。その中で1対9や、2対8という割合は非常に有効だと思います。今の大阪のシステムでは、例えば不登校であって成績がつかない子どもたちに対しても、考慮に入れるシステムもあると伺っていますので、そういったものは十分に吟味していきます。

【森末委員】 最終的には校長が決めるところですが、今は校長が決まっていないので、指定管理法人のYMCAが決めることになります。ですので、それを尊重したいと思います。ただ、議論の整理をすると、結局9対1にした場合には、一発勝負が強い子が来てくださいというメッセージであり、逆に、普段から調査票がいい生徒は少し敬遠するというデメリットがあります。7対3というありきたりの形にしてしまうと、逆に一発勝負の人よりは、やはり普段からできている子が受験することになります。

それを今回、最初の受験に当たって、どちらにするのかという議論になると思います。そこについてはおそらく後者のほうが、教育効果が上がるとYMCAが思っているのであれば、それを尊重して一度やってみて、後で、検証してみるのが良いと思います。初年度は7対3で行くということは、私は賛成です。次年度に9対1まで含めて考えて、今議論が出ているような本当に突出した能力がある子を採用するような枠組みも、できれば考えていただきたいと思います。今回は時間もないので、7対3でいいと思います。

【山本教育長】 子どもが大事ですから、教育委員会もきちんと責任を持っていろいろな支援もしますし、状況の変化に応じて連携をとって、その支援のあり方についてもまた議論していきます。今回の件も、何が悪いではなく、教育委員とYMCAで、そういうことを話す中でいろいろな考え方があるということが大事なので、今後もきちんと連携をとって、いろいろな問題点をお互い共有しながらやっていくのがよいと思います。今年は時間がないので、大阪府との関係の中ではYMCAさんが比率について判断いただいたらいいと思います。また意味のあるような形で議論を重ねていきたいと思います。

【平井委員】 入試制度が多様化していて、来年また大きく変わるかもしれないので、また入試の制度設計に焦点を合わせて研究されたほうがよいと思います。

中高一貫校をつくった場合、はじめは多くの生徒が来るのですが、3年も経ったら減ってきます。それも十分に勘案された上で、バカロレアに特化して、うちはこういう生徒を採りたいから、こういう入試をする、ということをするならばよいと思います。この学校のもともとのコンセプトというのが、公立の安い金額で私学以上の教育を受けることができるということです、それをやはり達成してほしいと思います。そのためには、中学入試のあらましをよくよく調べたほうがよいと思います。市教委という大きい母体があり、ビッグデータがありますので、そういった部分を最大限に活用されて、よりよいことをやってください。

(5) 山本教育長より閉会を宣告